

### 国民年金保険料免除制度・納付猶予制度

国民年金制度は、20歳以上60歳未満の方が加入する制度です。保険料を納めることで、老後の老齢基礎年金の他、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられます。しかし、経済的な理由などで保険料の納付が困難なときは、申請をすることで、保険料の納付が免除または猶予される制度があります（下表参照）。

7月から令和5年度分（令和5年7月分～令和6年6月分）の受け付けが開始されます。なお、前年度に全額免除または納付猶予が承認されて継続審査を希望した方は、改めて申請する必要はありません。

区分	月々の保険料額	
全額免除	保険料の全額が免除	0円
納付猶予	保険料の全額が猶予	0円
4分の3免除	保険料の4分の3が免除（残り4分の1を納付）	4,130円
半額免除	保険料の2分の1が免除（残り2分の1を納付）	8,260円
4分の1免除	保険料の4分の1が免除（残り4分の3を納付）	12,390円

※令和5年度の保険料月額、16,520円です。

**申請要件** 免除制度は、本人、配偶者および世帯主、納付猶予制度は、本人（50歳未満）と配偶者の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下の方（この他にも退職者などを対象とした特例要件あり）

※日本年金機構が審査し、結果を通知します。

**申請期限** 納付期限から2年経過するまでの間

**申込** 年金事務所または市役所1階保険年金課で配布する申請書（日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）からダウンロード可）に必要事項を記入し、年金事務所へ郵送または直接担当へ



**問合せ** ●ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004（050で始まる電話は ☎03(6630)2525）

●厚木年金事務所 ☎046(223)7171（代表）

**担当** 保険年金課 ☎046(252)7035 FAX 046(252)7043

——・7月に納めていただくのは——

- ▼固定資産税・都市計画税（第2期）▼国民健康保険税（第2期）
- ▼介護保険料（第2期）▼後期高齢者医療保険料（第1期）

※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPayで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。

**担当** ●固定資産税・都市計画税について  
市税総務課 ☎046(252)8021 FAX 046(255)3550

●国民健康保険税、後期高齢者医療保険料について  
保険年金課 ☎046(252)7003 FAX 046(252)7043

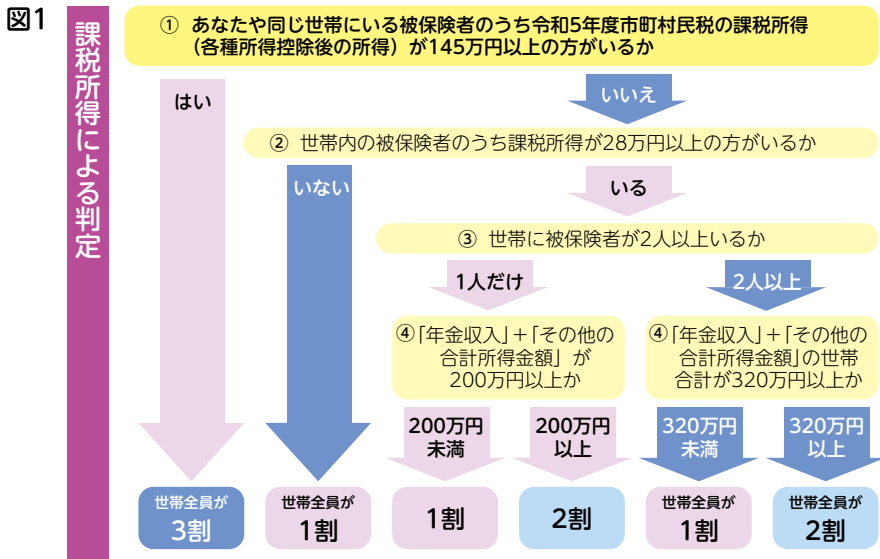
●介護保険料について  
介護保健課 ☎046(252)7719 FAX 046(252)8238

### 後期高齢者医療制度医療費の自己負担割合を再判定

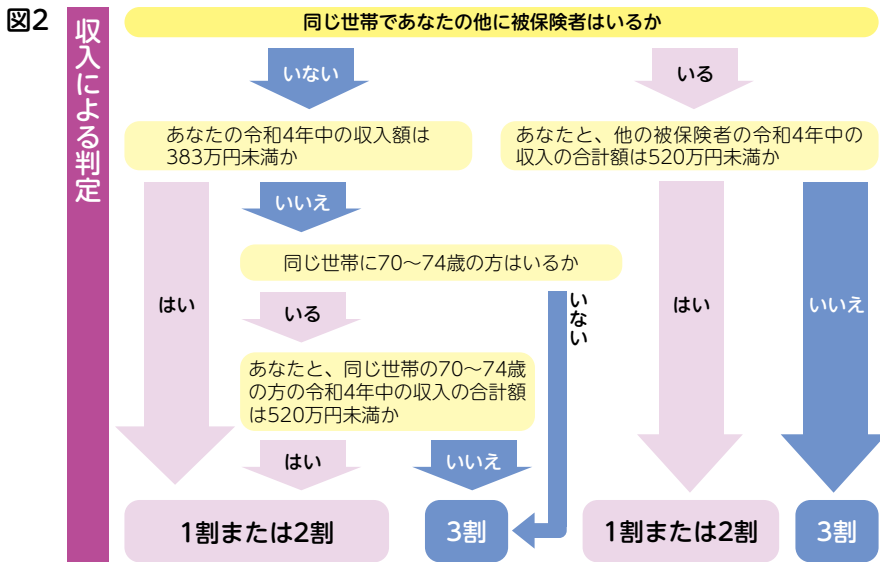
75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度では、加入者が医療機関にかかる際の「自己負担割合」を、その年度の市民税の課税所得により、8月1日を基準日として図1の通り、再判定を行います。図1で3割に該当する方で、図2の条件を満たす場合、公簿などにより市で収入額が確認できる方は、図1の③以降の条件に従い1割または2割と判定します。

再判定の結果、自己負担割合が変更となる方には、新しい被保険者証を7月下旬までに転送不要の簡易書留で送付しますので、8月1日以降は、必ず新しい被保険者証をお使いください。なお、世帯における被保険者の構成や市民税の課税所得が変更になった際は、随時再判定を行います。

**問合せ** 神奈川県後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎0570(00)1120



※令和5年度市民税の課税所得は、令和4年中の収入金額から公的年金等控除、給与所得控除、必要経費などを差し引いて求めた総所得金額などから、各種所得控除を差し引いて算出されます。



※令和4年中の収入額で判定します。収入額とは、必要経費や公的年金控除などを差し引く前の収入金額で、所得金額ではありません。所得が0円またはマイナスになる場合でも、収入額となります。

**担当** 保険年金課 ☎046(252)7213 FAX 046(252)7043

## 7月の相談日

（祝・休日を除く）  
※相談はいつでも無料です。

- ①消費生活（訪問販売・多重債務など）**  
日時 毎週月曜～金曜日9:30～12:00、13:00～16:00  
場所 市役所1階市民広聴課内消費生活センター ☎046(252)8490（電話相談も可）
- ②弁護士**  
日時 11日・18日・25日（毎月第2・第3・第4火曜日）18:00～20:30  
12日・19日・26日（毎月第2・第3・第4水曜日）13:30～16:30
- ③行政書士（遺言書等作成）**  
日時 13日（毎月第2木曜日）13:30～16:30
- ④分譲マンション（近隣・管理組合）**  
日時 14日（毎月第2金曜日）13:30～16:30（13日まで受け付け）
- ⑤交通事故**  
日時 18日（毎月第3火曜日）13:30～16:00
- ⑥行政（国に対する要望）**  
日時 20日（毎月第3木曜日）9:30～11:30
- ⑦司法書士（登記・少額訴訟）**  
日時 21日（4・6・12月を除く第3金曜日）13:30～16:30
- ⑧不動産（取引・契約）**  
日時 27日（毎月第4木曜日）13:30～16:30
- ⑨税理士**  
日時 28日（1・2月を除く第4金曜日）13:30～16:30

- ⑩市民一般**  
日時 毎週月曜～金曜日8:30～12:00、13:00～17:15
- ⑪～⑬予約制（電話可）** 場所 市役所1階市民広聴課内相談室  
※3日8:30から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は1年度1人1回のみ（25分以内）、分譲マンション相談は1時間以内、その他の相談は1人1回につき30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しください。  
担当 ⑪～⑬市民広聴課 ☎046(252)8218 FAX 046(252)0220
- ⑭人権擁護委員（差別問題など）⑮女性（DVなど）**  
日時 ⑭11日（毎月第2火曜日）13:30～16:00（予約制） ☎046(252)8087 FAX 046(252)0220  
⑮毎週月曜～金曜日9:00～12:00、13:00～17:15  
☎046(252)8483 FAX 046(252)0220  
場所 ⑭市役所1階人権・男女共同参画課  
担当 人権・男女共同参画課 ☎046(252)8087 FAX 046(252)0220
- ⑯駐留軍離職者**  
日時 20日（毎月第3木曜日）10:00～15:00  
場所 市役所3階3-1会議室  
担当 産業振興課 ☎046(252)7604 FAX 046(255)3550
- 成年後見制度（⑰司法書士⑱行政書士）**  
日時 ⑱12日13:30～15:30⑲19日13:30～15:30（予約制（電話可））※予約は座間市成年後見利用促進センター ☎046(259)7451 FAX 046(266)2017へ。  
場所 サニープレイス座間2階受付  
担当 地域福祉課 ☎046(252)8247 FAX 046(255)3550

- ⑰障がい者就労支援**  
日時 毎週月曜・火曜・木曜日10:00～12:00、13:00～15:00（予約制（電話可）） ぼむ出張相談 20日（毎月第3木曜日）9:00、10:30（各1人で予約制（電話可））  
場所 市役所1階障がい福祉課  
担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 FAX 046(252)7043
- ⑱自立サポート**  
日時 毎週月曜～金曜日9:00～16:00  
場所 市役所2階地域福祉課  
担当 地域福祉課 ☎046(252)8566 FAX 046(252)7043
- ⑲児童（子育て）**  
日時 毎週月曜～金曜日8:30～17:15（電話可）  
場所 市役所2階子ども家庭課  
担当 子ども家庭課 ☎046(252)8026 FAX 046(255)5080
- ⑳ひとり親家庭㉑青少年（臨床心理士）**  
日時 ⑲毎週月曜～金曜日10:15～11:30、13:00～16:45（予約制（電話可）） ㉑毎週月曜～金曜日9:30～16:30  
場所 市役所2階子ども家庭課  
担当 子ども家庭課 ☎046(252)8025 FAX 046(255)5080
- ㉒教育㉓子どもいじめホットライン**  
日時 ㉒毎週月曜～金曜日10:00～16:00  
㉓毎週月曜～金曜日8:30～17:00（電話のみ）  
場所 市役所5階教育研究所  
担当 教育研究所 ☎046(259)2164 FAX 046(252)4311
- ㉔就学（障がい児対象）**  
日時 毎週月曜～金曜日9:00～12:00、13:00～16:00（予約制（電話可））  
場所 市役所5階教育研究所  
担当 教育研究所 ☎046(252)8460 FAX 046(252)4311